

＜長崎県電子申請システムによる申請が難しい場合の用紙による申請について＞

- (1) 写真は、受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身無帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入したもの（糊付けはしないこと）を提出すること。
- (2) 受験願書の受付期間は、令和7年11月17日（月）から令和7年12月5日（金）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）。受付時間は、県立保健所及び県庁 午前9時から午後5時45分、長崎市保健所 午前8時45分から午後5時30分、佐世保市保健所 午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送の場合は、令和7年12月5日（金）の消印のあるものまで受け付ける。
- (3) 願書の提出先は、受験者の住所を管轄する保健所、または、長崎県県民生活環境部生活衛生課（長崎市尾上町3番1号）とする。なお、やむを得ず郵送する場合は、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きの上、長崎県県民生活環境部生活衛生課(〒850-8570 長崎市尾上町3番1号)へ書留郵便で行うこと。
- (4) 受験願書等は、住所地を管轄する保健所及び長崎県生活衛生課で配付するほか、県のホームページから申請書をダウンロードすることも可能である。
- (5) 受験手数料の払い込み方法については、願書提出先の保健所又は長崎県生活衛生課へ確認すること。